

八ッ場ダム原告意見陳述

私は所属する政党も、ご支援いただく団体も全く無い、真に生活する市民の代表として貴重な議席をいただいている地方議員でございます。
私の政治信条と言うほど立派なのものではありませんが、いつも心に決めていること、それは市民のために市民のほうを向いて汗をかくこと、それだけです。

今回、私がここにたっている理由、それはただただ、八ッ場ダムのことを知つてしまつたからです。ここにたつまで、様々な葛藤がありました。しかし、知つてしまつて、知らぬ顔をすることは、私にとって市民を裏切ること、とりもなおさず、自分自身を裏切ることにほかなりませんでした。

私は県南水道企業団の議会議員でもあります。取手、龍ヶ崎、牛久3市で構成し、茨城県企業局から水を買って市民に供給している公営企業団です。
そこで、私は定例会ごとに一般質問に立って、1日あたり、20000立方メーター以上の水あまりを指摘し、余った水を売るための努力が足りないのではないか、この垂れ流している水を売つて、節水などの努力をしている市民に報いなければならないと、責めなければならぬ苦しい立場です。職員たちも水道代が高い高いといわれながら、毎日垂れ流す水になす術も無いのが実情であります。おそらく、この4月には、阿見にできた浄水場からの責任引取り水が、また、追加されているはずです。

片方では、節水節水と呼び、片方では、水を使って欲しいという本音、この矛盾に、板ばさみです。公営企業として安定的に低廉で安心な水を供給することは水道事業の使命です。しかし、残念ながら市民に見えている地元の水道企業団においてはこの使命を果たすのに自己責任、自己決定、とは行かないことを市民は知りません。

企業団職員の中にも、心を痛めている職員がいるはずです。節水したり、飲料用としてはスーパーのサービスを利用したり、ミネラルウォーターを買う消費者も多くなりました。消費者が豊になったのか、水道水を見限つてしまつたのか、分かりませんが、少なくとも今の水道事業が市民の絶対的な信頼を勝ち得てないこと、そして、今の水需要のあり様が変わったことにきちんとついていくつていねいな水道事業がここにあります。

前回提出された被告証拠説明書（1）に記載されている乙28、広域的水道整

備計画策定の要望書（県南地域）というものがありますが昭和53年5月30日の県南水道企業団と茨城県企業局との「水道用水需給等に関する契約」の締結に基づくものと思われます。その後、3年後に同様の契約が結ばれました。そして、約30年近い月日が流れていますがそれらを見直したことはたった一度もなく、今に至っています。この間の激しく変化した日本の社会状況を差し引いても、見直しもせず、ただそれを根拠に茨城県企業局からの水を引き取れというのはあまりにも怠慢で横暴で、市民の信頼を打ち壊すものです。

先ごろ、群馬県のある市長と親しくお話しをする機会をいただきました。思いがけず、八ッ場ダムの話になりました。吾妻渓谷は風光明媚な渓谷なんですが、もったいないんですよ、と切り出され、その市も水は余っていること、なぜ、日本は余っていると知りつつ、本当に足りないところがあるのならその水利権を売ったり買ったりできるシステムを作らないのか、と嘆いていらっしゃいました。この八ッ場ダムのできる利根川水系には多くの水利権が設定されているそうですね。なぜ、余った水と足りないところと、うまく調整ができないのでしょうか。今の日本が疲弊する原因・硬直化した既得権が象徴的にそこにあると思えてなりません。

また、裁判長もお出かけになっていらっしゃるとは思いますが、ゴールデンウイークに吾妻渓谷と川原湯温泉に出かけました。その美しさに圧倒されました。山の中を歩いていると、大きな懷に抱かれているようなゆったりとした気持ちになりました。下草が刈り込まれた手入れの行き届いた山のように見えます。しかし、聞いてみると、浅間山の噴火で積もった火山岩が覆っているとの事、こつこつと石で山肌をたたいていると、まるではがすようにぼろっと、一枚落ちてきます。ここに、ダムを作ったらどうなるのだろう、斜面は引きずられるよう滑り落ちはしないかと、素人の私でも、心配になりました。美しいおやかな自然、本当は人を拒みたかったのかもしれない強酸性の吾妻川。出来上がるまでに800年かかったといわれる狭い山肌に張り付くように出来た、ひなびた温泉町。いまは、付帯工事として、川中にニヨキッと高く、太い四角の橋脚が無神経に数多く立っていました。

こんなことをして良いのだろうか・・・そう思わずにはいられません。生きるために必要なら許されることもあるでしょう。しかし、いまや、完全にその必要性が否定されているこの、八ッ場ダム建設公共事業、今一度、人間として、許される自然破壊なのか、嘗々として嘗まれていた温泉町の生活文化を谷底に沈めるに値するものなのか、人間の横暴なのではないかと、どうぞ、謙虚に見

つめ直してください。

最後に今一度、市民の皆さんとの水道を通して垣間見る今の日本の、そしてわが茨城の政治です。どうか、市民を裏切らないで下さい。本日はこのような場を与えていただきまして誠にありがとうございました。

平成17年6月14日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

取手市宮和田 531・2・109

朝比奈 晴子(通子)

